

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年度真岡市一般会計補正予算（第2号）を、次のとおり専決処分する。

令和8年4月1日

真岡市長 中村和彦

記

令和8年度真岡市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,671,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 出

(単位：千円)

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
歳 出 合 計	

補正前の額	補正額	計
6,011,941	498	6,012,439
5,295,544	498	5,296,042
38,671,407	498	38,671,905

3 歳 出

2 総務費
(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
2	総務費	6,011,941	498	6,012,439				498	
	1	総務管理費	5,295,544	498	5,296,042				498
		1 一般管理費	2,433,819	498	2,434,317				498

節		区 分	金 額	説 明
		10 需用費	118	自治会活動費
		12 委託料	380	